## PCBの分解処理が確実に行われたことの確認方法の変更について

平成20年1月7日付けで北海道知事及び室蘭市長の承認を受けた「PCBの分解処理が確実に行われたことの確認方法及びPCB処理済物の卒業判定方法」について、PCB油を反応槽又は副反応槽でSDにより脱塩素化した後の分解済油の分析方法を、以下のとおり変更することとしました。

## 変更内容

- 2 PCBの分解処理が確実に行われたことの確認方法
- (3)分析方法

3/J4/JA	
現行	変更後
分解済油については、想定される妨	分解済油については、想定される妨
害物質の除去のみに前処理操作を簡	害物質の除去のみに前処理操作を簡
略化し、ECD検出器付きのガスクロマト	略化し、トリプルステージ型質量分析計
グラフによる分析を実施します。	(GC/MS/MS)による分析を第一法とし
	て、また GC/MS/MS にて分析できない
	事態になった場合にはECD検出器付き
	のガスクロマトグラフによる分析を実施
	します。

## 変更理由

これまで分解済油のPCB濃度はECD検出器付きのガスクロマトグラフにより分析を 実施してきましたが、この方法は試料の前処理操作に多くの時間を要しています。

時間短縮のため、トリプルステージ型質量分析計(GC/MS/MS)を導入することにより前処理操作を変更し、より迅速で精度の高い分析方法を採用することとしました。

新しい分析方法の導入にあたって6月から検証をすすめてきましたが、分析所要時間が8時間から1時間となり、外部分析機関(公定法)との比較についても従来法よりも近い値で、かつ、外部分析機関より高い値(安全側)が得られることが確認できました。